

令和8年5月定例教育委員会会議録

1. 開催日時：令和8年5月27日(火) 8時30分から9時30分まで

2. 会 場：白杵市役所 白杵庁舎1階 大会議室

3. 出席委員：	教育長	安東 雅幸
	教育長職務代理者	神田 岳委
	委 員	木本 邦治
	委 員	佐藤 雄一(8時50分から出席)
	委 員	板井 優子

4. 出席職員：教育次長	佐藤 忠久
教育総務課長	田中 寛美
学校教育課長	安東 憲雄
学校教育課参事	高田 教一
社会教育課長	那賀 啓史
教育総務課課長代理	詫摩 博伸
学校教育課総括課長代理	兒玉 優
学校教育課課長代理	赤波江 美穂
社会教育課総括課長代理	首藤 豊武
社会教育課総括課長代理	東 正吾
文化・文化財課課長代理	小中 有子
教育総務課主幹	足立 守
教育総務課副主幹	清水 香

5. 傍聴人：なし

1. 開会宣言

(事務局)

それでは本日の出席者の報告を行います。

本日、出席者4名、欠席者1名で出席者が過半数に達しましたので、白杵市教育委員会会議規則第3条の規定により、本会は成立となりました。

以上報告いたします。

(教育長)

これより、臼杵市教育委員会、令和8年 5 月定例会を開会致します。本日の委員会の会期は、本日限りいたします。

次に会議録署名委員に、神田教育長職務代理者と木本委員にお願いしたいと思います。
佐藤委員は欠席であります。

今回の日程のうち非公開とするのは、3. 協議事項のうち、第 39 号議案、「専決処分の承認を求めることについて」(教職員小中学校の内申について)を、非公開としたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条 7 項に基づき、採決を行います。

これに賛成の委員は挙手願います。

(委員挙手)

(教育長)

それでは、挙手多数により非公開いたします。

2. 教育長報告

(教育長)

次第 2、教育長報告を行います。

1日 辞令交付式

3日 臼杵城跡のガイドツアー

11日 三役日程調整会議、情報連絡会議、第1会研究主任会

12日 市民歴史講座(第1回目)、定例校長所長会

13日～15日 全国教育長協議会総会、研究大会(高知市)

16日 中学校の体育大会

18日 事務局連絡会議、大分県租税教育推進協議会

19日 亀城学園の開級式・進級式、県市町村の教育委員会連合会総会

20日 市人権の総会

21日 臨時市議会が開催され、正副の議長、常任委員会等が決まったところであります。

22日 政策監会議

23日 川登小、上北小、南野津小運動会

25日 三役日程調整会議

26日 臼杵石仏特別祈願法要、臼杵市交通安全対策協議会総会

27日 定例教育委員会、自治会連合会総会

28日 白寿大学開級式、県人権部落差別解消教育研究協議会総会、文化財調査委員会

29日 緑化推進協議会

30日 市浜小、福良ヶ丘小、臼杵小運動会

以上、5 月行事の教育長報告について、ご質問ご意見等ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

(教育長)

それでは、教育長報告を終わりたいと思います。

3. 協議事項

それでは、「3.協議事項」に移ります。

<非公開>

(教育長)

続きまして第 40 号議案の臼杵就学支援委員会委員の委嘱または任命について、学校教育課から説明をお願いします。

(学校教育課長)

本議案は臼杵市就学支援委員会の委員の任期満了に伴い、臼杵市就学支援委員会規則第3条の規定に基づき、新たに委員を委嘱または任命するものです。

任期は令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 年間です。

委員につきましては、医療、福祉、教育等の関係者及び学校教育、学校教育職課員、別紙名簿の 17 名で構成をしております。

なお、名簿にもございますが、新任委員は 3 名、再任委員は 14 名でございます。

就学支援委員会は、障害のある幼児・児童・生徒等に対する適切な就学支援を行う上で重要な役割を担っているものでございます。

調査部会と連携を行いながら、専門的見地から協議を行うこととしております。

以上で第 40 号議案の説明を終わります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(教育長)

学校教育課から説明がありましたが、第 40 号議案についてご質疑等ございますか。

(委員意見なし)

(教育長)

ご承認いただけますでしょうか。

はい、それでは第 40 号議案についても、承認ということで進めさせていただきます。

続きまして、第 41 号議案の臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員の委嘱又は任命について、学校教育課から説明をお願いします。

(学校教育課長)

本議案は、臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員の任期満了に伴い、臼杵市就学支援委員会規則第 4 条及び第 7 条の規定に基づき、新たに調査委員を委嘱または任命するものです。

任期は令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 年間です。

調査委員につきましては、医師、特別支援、学校関係者、福祉関係者、市教育委員会職員並びに市内小中学校教職員と、別紙名簿の 31 名で構成しております。

なお新任委員は 15 名、再任委員は 16 名です。

調査部会は、就労に関する教育的ニーズや支援のあり方について、専門的、多面的な調査、及び検討を行い、適切な就労支援につなげて参りたいと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長)

第 41 号議案、調査部会の委員について、ご質問等ございますか。

(委員意見なし)

(教育長)

それでは、第 41 号議案につきましては承認ということで進めさせていただきます。

続きまして、第 42 号議案の臼杵市図書館協議会委員の委嘱について、社会教育課から説明をお願いします。

(社会教育課長)

第 42 号議案、臼杵市図書館協議会委員の委嘱についてご説明いたします。

議案の 6 ページをご覧ください。

本案は、臼杵市図書館協議会委員の委嘱について、臼杵市教育長に対する事務委任規則第 1 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議決を求めるものです。

ページの中段に、対象となる方の名簿を記載しております。新たに委員を委嘱する理由といたしましては、所属団体の役員変更等に伴い、後任を選出する必要が生じたためです。

委員の任期につきましては、臼杵市立臼杵図書館条例第 9 条第 2 項において、委員の任期は 2 年ですが、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすると定められております。

そのため、今回委嘱する後任委員の任期は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 1 年間となります。

資料編の 5 ページをご覧ください。

参考資料として、臼杵市立図書館条例を添付しております。

また、続く 6 ページには令和 8 年度臼杵図書館協議会委員名簿を添付しておりますので、併せてご参照ください。以上で説明を終わります。

(教育長)

図書館協議会委員の委嘱であります、保護者代表の方が変わられたということの説明でありました。ご質問等ございますか。

それでは、今年も 5 名の委員の皆様方で図書館協議会を開催するというので、ご承認いただけますでしょうか。

(委員 意見なし)

(教育長)

それでは、第 42 号議案についても、承認ということで進めさせていただきます。

4. 教育施策に係る報告

これより教育施策に係る報告について移りたいと思います。

教育委員会事務局からの報告等ございませんか。

教育施策に係ることについて委員の皆様方からご意見等ございましたら、ここで受けたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(委員意見なし)

5. 教育予算について

(教育長)

それでは続きまして教育予算について移りたいと思います。

今回、事務局からの報告はございませんが、教育予算に係ることについて、委員の皆様からご意見等ございましたらお願いいたします。

(委員意見なし)

6. その他

(教育長)

それでは、続きましてその他に入りたいと思います。

その他についても今回、事務局からの報告事項はございませんが、委員の皆様からその他について何かございますか。

(神田委員)

2 点ありまして、1 点目は以前も、ご質問、ご意見を言わせていただいた修学旅行の今後の展開についてです。

いろんな状況が、難しい。宿泊場所にしても、バスや交通機関においても、なかなか関東、関西地区が難しくなりつつある現状があると思うんですけど、2年に1度決め直すような話だったんですけど、今後、やはり状況はあまり変わらないような気がするので、ある一定の方向性は出してもいいんじゃないかなと思うんですが、そこはどうお考えかというのがまず1点目です。

(教育長)

学校教育課の方ではどうでしょうか。

(学校教育課長)

神田委員の方からお話がありました修学旅行の件につきましては、先ほど言いました2年に1回見直しをするということとあわせて、校長会と連携しながら学校教育課としては把握をしているところでございます。

昨今の状況を見ますと、やはり、そういったところの見直しといいますか、踏まえた上での実施の仕方について、検討していく必要がございますので、今後しっかりと校長会と情報共有しながら対応していきたいと考えております。ありがとうございます。

(神田委員)

もう1点が、AIについてですけど、学校のiPadでは、アプリの制限は多分、ダウンロードアプリの制限はされていると思います。

ただ、Webベースで動く、Geminiとか、ChatGPTとか、Copilotとか、そういうものについて子どもたちはどこまでアクセスできるのかっていうのが1つ質問です。

(教育長)

少しお時間をいただいて、よいでしょうか。

(学校教育課参事)

指導主事の方が生成AIについてのルールを作っていますので、また後でお示しできるようにしたいと思います。

(神田委員)

来月でも結構です。

何が言いたいかというと、一つは、生成 AI を使うと、いろんなことが簡単にできてしまうということです。写真を撮って Web にアップロードすれば、そこそこ難しい数学や国語の問題、文章の書き直しまで、全部できてしまいます。そうすると、子どもたちがあまり自分で考えなくなるのではないかと感じています。

もちろん、生成 AI は今後絶対に必要になるツールなので、使えなければいけないと思います。ただ、そのためには、どう使うのかというルールをきちんと決めておく必要があると思います。

もう一つは、使い始めの頃のウィキペディアと同じような問題です。特に ChatGPT や Gemini などは、利用者に寄り添って回答する一方で、事実ではない内容や誤った情報を含むこともあります。ネットリテラシーという言葉になりますが、どこまでが事実で、どこからが誤った情報なのかを見極める力を身に付けるためのルールや教育が必要だと思います。生成 AI は、もっともらしく「こうです」と答えてしまうので、子どもたちがそのまま事実として受け止めてしまうことを心配しています。

ですから、そのルールづくりや勉強会を、先生方も含めて実施された方がいいのではないかと思います。

今の子どもたちは、ChatGPT や Gemini に聞きましたと言うことが本当に増えています。しかし、回答には誤った情報が含まれる場合もあるので、それをそのまま正しい情報だと思ってしまうと、子どもたちにとってもよくないと思います。

生成 AI は、検索ツールのような使われ方も増えていると思いますので、先生だけでなく、子どもたちも含めて、生成 AI をどう使うのかというルールをきちんと整備した方がいいのではないかと、というのが私の意見です。

(学校教育課長)

ありがとうございます。

やはりネットリテラシーの話がございましたけども、正しく子供たちが使用し、最後は人間といいますか、自分で判断できる力をしっかりと育成して参りたいと思っています。

(教育長)

ありがとうございます。

修学旅行については学校行事でありますので、校長会中心に議論していただくというようにしたいと思っています。

AI についても、月 1 回の ICT の研修会とか、先生方集まっていたの会議が毎月行われてますので、リテラシーの活用術、活用力については、しっかり今、学校教育課長が答えてるところでありますので、人間が使っていくツールとして、あくまでも使っていくという考え方でいきたいというふうに思ってます。

その他、その他全体についてご質問等ございましたら。

(板井委員)

私も AI のことなんですけれども、たまたまですが、世間ではいろんな事件が起きていますし、先日の匿名・流動型犯罪グループ、いわゆる「トクリュウ」に関係した高校生の事件も、私にとってはとてもショッキングな出来事だったんですね。

子どもたちにルールを伝えるというのは当然ですし、ルールの決め方も大事だと思います。ただ、私はたまたま、就学前や低学年のお子さんを持つお母さん方にお話しする機会が、この数日の間に何度かあったのですが、やはりその話題になります。

どうしたらいいのかなという話から始まるのですが、まず大人たち自身も、AI の回答を信じ切っている人がとても多いと感じています。

私が一番伝えたいのは、育児の話をするときにも、「その子だけの育児書は AI の中には何も無いんだよ」ということです。だからこそ、自分で考え、自分で判断することが大切だということを、一生懸命伝えています。

ご家庭でも、「AI の答えが全部本当というわけじゃないよね」というような言葉を、大人が普段から子どもたちに伝えていくことが大事だと思います。大人自身が、これはこうなんだよねと AI の答えをそのまま信じてしまっていたら、子どもたちも学校では違うことを習ったけれど、親は AI を信じていると思ってしまいます。それが一番大きな影響になるのではないかと思います。

ですので、学校だけではなく、保護者も含めて、このタイミングだからこそ、ちょうど世間でもこうした事件がありましたので、この機会に校長会などを通して、そのようなお話もしていただけたらいいのではないかと感じました。

(学校教育課長)

来週 6 月 2 日に校長所長会がございますので、しっかりと適宜ふれていきたいと考えております。またあわせて家庭での啓発ってところも大事になってくるかと思っておりますので、両輪で進めていきたいと考えております。

(教育長)

はい。ありがとうございました。

保護者を交えた研修会も各学校で実施しておりますし、今後はコミュニティスクールや学校運営協議会の中でも、熟議の場を活用できればと思っています。

ちょうど校長会への提案も考えていたのですが、学校の困りごとを地域や保護者と一緒に考えて解決するだけでなく、生成 AI の活用を共通のテーマとして取り上げ、地域の方や保護者、先生方が学校運営協議会の中で一緒に熟議していくのも、一つの方法ではないかと思っています。そのあたりも含めて、校長会でしっかり話をしていきたいと考えています。

(木本委員)

基本的に、先日の小学校の運動会や中学校の体育大会にも少しだけ顔を出したんですけど、改めて感じたのは、小学校の運動会だけではなく、地域とのつながりが非常に濃密で、これは本当に地域の宝だなということです。

これを今後、中学校にもどうつなげていくかという努力が必要なのかなと思いました。これから、それぞれ野津について、川登と南野津が無くなっていく中で、地域との関係をどうつないでいくかというのは、大きな課題だと思っています。

その中で重要になってくるのが、学校運営協議会と地域振興協議会との連携を深めていくことではないでしょうか。そこがうまく機能すれば、学校教育にとってプラスになるだけでなく、地域振興にとっても大きなメリットがあるのではないかと考えています。

また、簡単なことではないと思いますが、部活動の地域移行についても、その連携がうまく進めば、少しはプラスに働く可能性もあるのではないかと感じています。

そういう面で大きな可能性もあるので、それをどうしていくように今できているのか何しようとしているのかなということと、やはり、結局、学校運営協議会と地域振興協議会をつなぐパイプ役を誰が担うのかということも重要だと思います。私が現役の頃に視察した先進地では、その事務局やコーディネイト役を地域の方が担っていました。学校が担うのではなく、そのような体制の方がいいのではないかと考えているのですが、そのあたりも含めて、何か見通しがあれば教えてください。

(教育長)

まず、行事のところで、お答えさせてください。

(学校教育課長)

まず行事につきましては私も 16 日と 23 日、体育大会、運動会、参加させていただきました。

特に南中学校はですね、もう本部席から見させていただいても、みんなで、地域も上げてですね、みんなで体育大会が作っていくっていう雰囲気を肌で感じさせていただいたところでございます。川登小も、訪問させていただきましたけども然りでございます。

また、木本議員おっしゃってたですね、それまで学校が大事にしてる活動があると思います。その辺はCSを活用しながら、どのように連携していくかことは、今後課題となるかと思うので、新たな連携の仕方、また、旧課程の編成も含めて、しっかりと検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

(教育長)

統合のところで今行事の調整等を高田参事の方でやっていただいておりますので、コメントをお願いします。

(学校教育課参事)

木本委員のご質問の学校運営協議会についてですけれども、学校協議会の中には今、地域振興協議会の会長がほとんど入っておりまして、今度の7月の教頭会、今事務局は教頭の方が持っているんですけども、先進地は、委員が言いましたように地域が持ってるところが、今かなりあります。

ですので、9年度に向けては、うちの方も協育コーディネーターの活用も含めた中で、どういうのが一番いいかというのは8年度中に計画をして、学校運営協議会の再編も含めてやっていきたいと考えてます。

特に、統廃合が行われてる北ブロックと野津ブロックについては、1つの学校でかなりの広域な地域を見るようになりますのでその閉校になった地域が取り残されないような形で運営協議会を構築できればなというように考えておりますので、また再編の骨子ができましたら提案の方をしたいと思っております。よろしくお願いします。

(教育長)

その他、委員の皆様からご意見等ありましたら、お願いします。

(委員 意見等なし)

7. 閉会

(教育長)

それでは、以上をもちまして、5月の定例教育委員会を閉会したいと思います。